

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成25年 7月30日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区三田3丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本板硝子株式会社 代表取締役 吉川 恵治 電話 03 - 5443 - 9522					
主たる業種	自動車用安全ガラスの製造				細分類番号	2 1 1 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則				<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号	
					<input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号		
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	2020年目標(1990年比)を以下のように設定し、既導入の環境マネジメントシステムを軸に削減を目指す。CO2削減 \geq 25% リサイクル率 \geq 99%						
計画を推進するための体制	事業所長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの推進体制の中に環境管理室を設置し、実施計画の策定、推進管理システムを構築する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	275,350.4 トン	241,860.9 トン	281,300.2 トン		-5.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	271,480.1 トン	241,860.9 トン	281,300.2 トン		-3.6 パーセント	
	実績に対する自己評価	需要増加に伴い、生産量が増加した事により、排出量が増加したが、計画範囲内である。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の川途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (gCO2/生産m ³ /100)	61.89	67.20	58.40		1.47 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	生産性(稼働率・サイクル)を向上させたことで、原単位の改善が出来た。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		31.0 セント	31.0 セント	31.0 セント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	車両更新時に速度リミッター取付による、走行速度低減。 : 50%の車両に取り付け完了					
	(24)年度	運転方法見直し・重油使用量を削減した。生産工程の稼働率、歩留、サイクルを向上させることで改善した。					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月16日をノーマイカーデー奨励日に設定している。又従業員に対しては新車購入時には低燃費車の購入を啓蒙している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	毎月16日にノーマイカーデー奨励日にし、多くの従業員が応えてくれた。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	行政や地域の、環境活動に積極的に協力、参加し地球温暖化対策を推進する。						
特記事項	・報告内数値は、関西電力節電要請により運転した自家発電燃料も含まれる。節電要請分は以下の通り A重油: 340.7kl C重油: 373.4kl						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出量の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。